

# 支部ニュース

2015年2月 No. 495

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com 〒112-0014 文京区関口1-8-6-202  
Tel.03-5227-8255 Fax03-5227-8257 郵便振替 00130-6-87399

●憲法学習に取り組んで

※憲法学習会での3つの目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・緒方 蘭

※憲法学習にとりくんで思うこと・・・・・・・・・・・・・・・・・・加藤慶二

※憲法学習会の講師活動での反省をふまえて・・・・・・・・・・山添健之

●全国で「年金裁判」始まります・・・・・・・・・・・・・・・・・・本田伊孝

●若手弁護士へのメッセージと返書

※「若い団員へ」学校事故裁判の今後の課題・・・・・・・・・・原田敬三

※菊地先生の「たたかってこそ明日はある」を拝読して・・・・・・・・船尾 遼

●幹事会議事録



# 憲法学習に取り組んで

## 憲法学習会での3つの目標

東京合同法律事務所 緒方 蘭

弁護士になってからの約2年間、様々な方からのご依頼で憲法学習会を20回以上行ってきました。本稿では、私が学習会で目標としていることを書かせていただきます。

### 1 憲法が国民の権利を守る武器となっていることを伝え、憲法を愛してもらう

憲法学習会をやるからには、憲法をよく知って愛着を持ってもらいたいので、私は様々な人権規定に触れながらこれまで憲法が国民の権利を実現する武器となってきたことを話すようにしています。女性の参加者が多い学習会では、戦後女性の地位が向上したことを憲法14条、24条と関連させて話します。最近の裁判例（成年被後見人の選挙権や非嫡出子の相続分に関する判例等）にも触れると、憲法が現在も国民の権利の実現に役立っていることを伝えやすいと思います。

### 2 北東アジアの平和のあり方について考えてもらう

最近では、2014年7月1日の閣議決定を中心とした解釈改憲の話に時間を割いています。

集団的自衛権の行使容認に関連して、「中国や北朝鮮が日本を攻めてきたら？」という質問を受けることが多いので、そのケースは個別的自衛権の問題だから、集団的自衛権の行使を認める論拠になり得ないという話を予めしています。しかし、その話をすると、北朝鮮や中国に対する武力行使を容認しているような誤解を与えかねません。このような誤解は絶対に避けなければなりませんし、個別的自衛権の問題だから関係ないと答えてしまうと、多くの国民の不安や疑問にきちんと向き合わないこととなります。

私は個別的自衛権の話をした後に、ASEANが徹底した対話によって紛争の平和的解決を実践していることを紹介し、北東アジアでも同様の取り組みをすべきであると話しています。日本共産党もASEANの取り組みを参考にして北東アジア平和協力構想を打ち出しています。

参加者に若い人が多いときは、太平洋戦争で国内外の多くの方々が無惨な死を遂げたことを紹介し、戦争の悲惨さ、愚かさを伝えるようにしています。

### 3 最新の情勢をなるべくわかりやすく伝え、危機感を持ってもらう

世間では秘密保護法と集団的自衛権の行使容認ばかりが問題視されていますが、4月の一斉地方選挙後には安保関連法案の一括改悪が行われると言われており、この問題を伝えることが急務です。国民の知らぬ間に法の改悪が進み、いつの間にか海外（宇宙空間まで？）で戦争する国になっていたという事態は絶対に避けなければなりません。私たち法律家は、国政の問題点をわかりやすく国民に伝え、国民とともに悪法を食い止めていかなければなりません。

私は、参加者から求められていなくても、グレーゾーン事態での自衛隊出動、自衛隊の後方支援の範囲拡大等、今後改悪が予想される点について話すようにしています。短くわかりやすい話を心がけてい

ますが、参加者のみなさんは難しそうにしている、私は正直苦戦しています。

安保関連法案について参加者が危機感を持ちにくいのは、自衛隊のことを遠い存在だと感じているためではないかと思います。少しでも身近な問題だと感じてもらうために、私は、2014年7月1日の閣議決定の当日に全国の中高生の元に自衛隊の募集の手紙が届いた話や若者の貧困の話をし、今後、雇用を求める若者が自衛隊に入り戦地に送られる可能性が高まっていることを伝えます。

#### 4 最後に

学習会で理解してもらうことも大切ですが、そのことを他の人に伝えることや、反対行動に出てもらいようにすることも大切です。

現在はそこまで至っておらず、自身の力不足を感じる日々です。今後も学習会の回数を重ねて研鑽を積み、改憲阻止の一助になることができれば幸いです。

## 憲法学習にとりくんで思うこと

日野市民法律事務所 加藤 慶二

「憲法が、国家を縛るために存在するなんて、全く知らなかったです」

「民法・刑法等の普通の法律とは性格が違うってことをはじめで知りました」

私が僭越ながら、講師として憲法のお話をするたびに、寄せられる声の数々です。残念ながら、今日の日本では憲法のことについてまとまって教えてもらう機会はありません。憲法が何のためにあるのか、憲法がなぜ存在するのかについて、知らなかったとしても不思議ではないと思います（かくいう私も、このような仕事をしていなければ、知らなかったと思います）。

今までは、それでよかったのかもしれない。

しかし、昨今の安倍首相による改憲策動等は、驚くばかりです。秘密保護法制定に始まり、武器輸出三原則の改定、そして、集団的自衛権の解釈変更…。次から次へと重要な政策について、国民的議論を経ることもなしに、文字通り「暴走」を続けています。今までは、憲法について知らなくとも、かろうじてうまくいっていたのかもしれませんが、もはや、憲法について知らなくとも何とかなる時代は終わりを告げようとしているとさえ、思えてなりません。

そのため、私も微力ながら、法律家の端くれとして、憲法学習に取り組んでおります。

その中で、聞いておられる大抵の方は、私が憲法の性格についてお話をすれば、安倍政権のやり方がいかに問題を孕んでいるのかについて、すぐに理解をされる方が多いように思います。そのたびに、憲法学習を続けることの意味を感じます。

ただ、同時に思う悩みは、憲法学習の場に足を運ぶことを考えもしない層にどのようにして働きかければよいのかということです。多くの団員が同じような悩みを持っているとは思いますが、私もその一人として、いかに「憲法」ということを考えたこともない層に働きかけることができるのかについて、日々悩んでいます。多数の票を取った党が政権を取るといいう仕組みになっている以上、憲法のことなど考えたこともない層に働きかけることは必要不可欠だと思います。

特に、昨今は萎縮効果が進み、政治について接点がない方は、「憲法」と聞くだけで、身構えてしまう方が多いでしょう。その中で、どのようにして働きかけていけばよいのか、重要な課題です。

ある団員の方に、これからキーになる層は小さいお子さんを持つ親世代ではないか、といわれました。

集団的自衛権行使の法改正が行われれば、小さいお子さんがいらっしゃる親御さんは、集団的自衛権にまつわる問題について、ひととき危機感を抱くようになるでしょう。その層に、今後はアプローチすることが必要だと思います。憲法カフェといった喫茶店でフランクに語り合うという方法も一つでしょうし、保育園や幼稚園に通う子の親御さんに何らかアプローチをすることができないか、とも思っています。憲法学習というと、どうしてもいかめしく、身構えてしまうような気もしますが、将来の日本において、自分の子がどうなるのかというテーマは、多くの親御さんが聞きたいテーマであるはずで

す。今年もまた、現政権は法治国家としてのルールを無視した政治を執り行い、さぞや、我ら法律家に多くの取り組むべき課題を与えてくれることでしょう。そんな政権からの課題に対して、私もまた、政権の暴走を食い止めるべく、できることをやっていきたいと思

## 憲法学習会の講師活動での反省をふまえて

東京東部法律事務所 山添 健之

改めていうまでもないことですが、日本国憲法を巡る情勢は、施行後最大の危機に直面していると言わざるを得ないでしょう。そのようななか、当事務所にも、これまでにないペースで、学習会の講師依頼が寄せられるようになりました。私自身は、昨年10月まで団本部の次長を務めた関係で、地域における学習会の講師は他の所員にお任せしてしまったところがあり、地域における活動の総括をすることは難しいのですが、本部次長として講師活動をした際の反省を踏まえて、今後の地域における講師活動をどのように行っていきたいと考えているかについて、述べたいと思います。

1月31日に、「憲法九条を守り、戦争政策に反対する宮城県民連絡会」の学習会で講師をさせていただきました。学習会のテーマは、「7. 1閣議決定と日米ガイドライン改定について」というものでした。次長任期中に深く考えずにお受けした講師でしたが、その準備を進める中で、私は、自分が日米ガイドラインの歴史、ひいては、日米安保体制の歴史について、ほとんど理解がないことに気づきました。というか、前々から気付いていたのですが(笑)、持ち前の怠惰さから適当にごまかしつつ、なんとか2年間、憲法担当次長を「乗り切った」ツケが回ってきたのです。

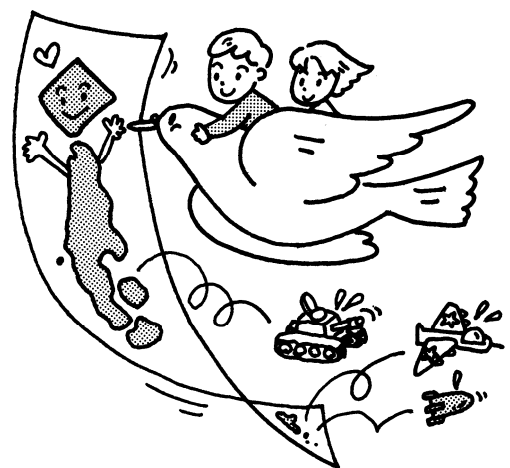
当事務所の長老ともいべき加藤芳文団員からは、常々、「若手の語る憲法問題は、条文の解釈ばかりで、歴史を語るという視点が欠けている。」という苦言を呈されてきました。「若さ」を言い訳にするつもりはないのですが(すでに私は若くもないですが)、安保闘争は学校の「現代史」で学んだこと、(旧)ガイドラインの制定時は1歳、前回のガイドライン改定時やその後の周辺事態法制定時は無自覚に学生生活を楽しんでいた私には、閣議決定の意義・ねらいや、ガイドライン改定の見通し等を講師としてお話しするにあたって、必要とされる日米安保体制の制度史や、たたかひの歴史についての知識・理解がほとんどありませんでした。加藤団員がお怒りになるのも当然です。

私は、学習会までの限られた時間で(準備の着手が遅れたのが原因ですが)、日米安保条約の締結から安保改定、ベトナム戦争の終結と東アジアへの米軍駐留兵力の減少に伴う日本側の不安等を背景とした旧ガイドラインの制定、そして、第一次朝鮮半島危機等を背景として強行された新ガイドラインの制定等の「歴史」を付け焼き刃で勉強して、学習会に臨みましたが、学習会の参加者はほぼ全員が私より30歳も40歳も年上の運動の大先輩という状況で、私の不十分な理解に参加者の方々には不満を抱かれた

であろうと反省をしているところです。

次長を退任して今後は、地域における学習会の講師をすることが再び増えると思います。もちろんこれまで、何度も地域で講師をさせていただきましたが、振り返って反省すれば、私の話には、当事務所の活動地域であるしたまち地域における東京大空襲等の戦争被害の実態や、日本軍の加害の歴史、そして戦後の憲法破壊の歴史ともいうべき、自衛隊の設立・活動範囲の拡大、日米安保体制の進展といった歴史を十分に認識して、憲法と平和の大切さをお話するという視点が、不十分であったと思います。このような反省を踏まえて、日頃から学習をおこたらず、講師活動の準備をしていきたいと考えています。

最後に。私の不勉強さをさらすような原稿となりお恥ずかしいのですが、こんな私でも、なんとか日々勉強し、先輩団員の温かい？指導を受けながら、憲法問題担当の本部次長を務めましたので、若手団員の皆さんには、尻込みせずに、(本部・支部問わず)次長を務めていただければと思います。



# 全国で「年金裁判」始まります

東京法律事務所 本田 伊孝

1 2012年の国民年金法の改正は、1999年から2001年までの間に物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことによって、法律が本来予定しているよりも、支給額が2.5%高くなっている（特例水準）として、2013年10月、2014年4月にそれぞれ1%、2015年に0.5%、年金支給額を減額することを定めました（以下、特例水準の解消）。

昨年のNHKスペシャル・「老後破産」で「高齢者の貧困」がクローズアップされ、低年金者に対する社会保障の拡充が喫緊の課題となっています。

特例水準の解消はこうした現状に逆行するものです。

全国年金者組合は12万人規模で特例水準の解消に対する行政不服審査請求を行いました。国は「却下決定」を行っています。昨年、自由法曹団は組合本部から「裁判で特例水準の解消を争いたい」と要請を受け、各地の団支部と組合支部とで協議し、裁判の準備に取り掛かっています。

2 この裁判の意義は特例水準の解消の違法性を明らかにするだけではありません。年金の給付水準を毎年少しずつ下げていく「マクロ経済スライド」（本年4月から初めて実施）についても、違法であることを明らかにします。こうした年金支給額の減額によって、低年金の高齢者が医療費節約のために病院に通うことも躊躇してしまう現状を、裁判と裁判外の運動で世論に訴えていきます。

この裁判を通じて、国の社会保障切り捨てによって、老後の暮らし、国民の暮らしの破壊が進んでいることを明らかにし、日本国憲法に基づく「あるべき年金制度」についても提言していきます。

3 「特例水準の解消を争うための憲法違反をどう構成するか」を団東京支部の有志で検討し、憲法13条（幸福追求権）、憲法29条（財産権）、憲法25条（生存権）を中心に憲法違反の主張を組み立てることになりました。

制度論だけでなく、年金支給額の減額が及ぼす影響について、原告の生活実態なども明らかにしていきます。

4 3月に全国弁護士会議（準備会）を開催し、全国各地で一斉提訴を行います。国の社会保障切り捨てにSTOPをかけたいと思います。

# 若手弁護士へのメッセージと返書

## 若手弁護士へのメッセージ

### 「若い団員へ」学校事故裁判の今後の課題

南北法律事務所 原田 敬三

学校事故裁判を20年間続けてきて、手が届かず、遣り残した課題が多々ある。

まず、学校事故で柔道事故死とされる児童生徒の死亡例が累計100人を超すという現実と、この事に真摯に取り組み解消しようとする姿勢が柔道界・文科省・学校現場の何処にもないことが挙げられる。

諸外国では『日本の精神』を理解し実現するスポーツとして柔道が広く普及し、世界柔道大会で外国人が優勝する例もめずらしくないが、「死亡事故続発」には耳を疑うようである。

なぜなら、そもそも柔道で死亡するという事故が起きていないからである。「スポーツの柔道でなぜ死亡事故が起きるの」「それがなぜくりかえされるのか」という素朴な疑問に日本の柔道界は答えられていない。死亡事故を起こした柔道教師は「業務上過失致死」罪で起訴されそうなものであるが、その有罪判決の前例は聞いたことがない。この問題を置いてきぼりにしながら中学校の正規授業に組み込まれたことを危惧する関係者の声は今もって根強い。

学校事故の根本的改善方策は教員養成課程にあると見てよい。

そもそも柔道に限らず、スポーツ全体に関わる分野で児童生徒の生命安全を目標にする授業は教員養成課程に組み込まれていない。大学の教員養成課程の授業に「学校安全」の講義を必須科目に取り入れればよいのであるが、文科省はこれを実施しようとしなない。このままでは子どもを奪われた親は子どもの命を奪った教師の処罰や退職を求める方向に突き進むばかりである。

つぎに「いじめ」問題がある。文科省は「政府の方針」として「いじめ撲滅」の取り組みを掲げ、新聞で読む限りは、その取り組みは、総合的に華々しく展開されているかのようである。しかし、ひとたび、裁判になった場合の対応はがらりと変わる。各地の県や市町村の教育委員会は「文科省がその根絶を目差しているいじめ問題で自殺者を出した」事件では悉く争い隠蔽を図る。事故の原因を隠蔽し、その責任を認めようとしなない「官」の悪しき伝統が日本にある。この伝統こそが被害者を苦しめる原因となる。裁判では、被害者側が立証の負担を負う原則が働き、裁判の勝利には、矛盾と向き合い臨まなければならないため莫大なエネルギーが求められる。

上述したように、いじめの加害者とされる学校が立証に協力することは期待できない。この実態はある意味当然で「全く知らなかった」と白を切ることが常套化している。

近年この隠蔽に穴をあけたのが「第三者委員会」の設置で、この委員会による事実解明である。責任解明を目的に持たない委員会制度であるものの、適切な人選を得られれば、隠蔽一筋の学校と教育委員会当局よりずっとましであることから、今日では、試行錯誤を重ねつつもこの制度を有効に機能させ発展させることが強く期待されている。

近ごろ思う一言を

「新聞は読まず、ケータイでニュースを読む」ということで満足している新人諸兄姉を目の当たりにして思う一言を書き記し纏めにしたい。

新聞はその報道の軽重が活字の大きさと紙面に占める割合で示されている。ケータイではそれが分からない。ケータイでは自分が関心のあるテーマだけを拾うことになる。新聞紙は最低その新聞が「大事と思うこと」を一覧している。好き嫌いの基準ではなく、社会的関心を一覧している。好き嫌いの基準は偏った情報収集に道を開き、異論を無視し、やがてその異論の排斥にまで手を広げてしまうかも知れない。新聞紙面を通して得た情報は、自分の意見を正しいものとしつつも、その意見が少数派であることを理解し受け容れる手がかりを与えてくれよう。何よりも独善的に陥らず客観性を保つ一手段となり得ると感じる。

客観性の維持は私たちの職務に大切な資質であると思う。新聞はその報道の軽重が活字の大きさと紙面に占める割合で示される。ケータイではそれが分からない。次に、ケータイで自分が関心のあるテーマだけを拾うことになる。新聞紙は最低その新聞が「大事と思うこと」を一覧している。好き嫌いの基準でもなく、社会的関心を一覧している。好き嫌いの基準は偏った情報収集に道を開き、異論を無視し、やがてその異論の排斥にまで手を広げてしまうかも知れない。

新聞は自分の意見を正しいものとしつつ、その意見が少数派であることを理解し受け容れる手がかりを常に与えてくれる。何よりも独善的にならないことの保証になる。これが私が新聞を読もうと呼びかける理由である。





# 菊池先生の「たたかってこそ明日はある」 を拝読して

城北法律事務所 船尾 遼

本稿は、菊池先生の「若手弁護士に向けてのメッセージ」として支部ニュースに掲載された「たたかってこそ明日はある」に対する返書になります。菊池先生と私の所内での執務席は、パーテーションを区切った隣の席になりますが、改めて書面で菊池先生に返答することも新鮮な体験です。私は若手というには風貌が中年な気がしないでもないですが、先生に対して若手として返書を書かせていただきます。

弁護士になり、様々な争議に関わりながら早4年目になります。右も左も分からない業界に入り、興味のある課題に取り組みながらこれまで様々な争議に関わってきました。振り返る間もない日々で本当に気が付くと4年過ぎていたという具合です。

その中で今、特に思い入れを強くして取り組んでいる弁護団活動は菊池先生が共同代表を務める福島原発事故に対する国賠訴訟（いわゆる「生業訴訟」）になります。

生業訴訟の原告団の創立総会で菊池先生は以下のように原告らに呼びかけたと記憶しています。「国と東京電力は金儲けのために原発を推進し、対策を怠り、そして事故を起こしました。今利益追求を最大の目的とするのか、それ以外の、国民の暮らしを追求するのか。この訴訟はこの国の政治と社会の在り方を問う訴訟なのです」未だに菊池先生の言葉は鮮明に覚えていると思うのですが、なにぶん3年前のことなので、細部が違っていましたら申し訳ありません。

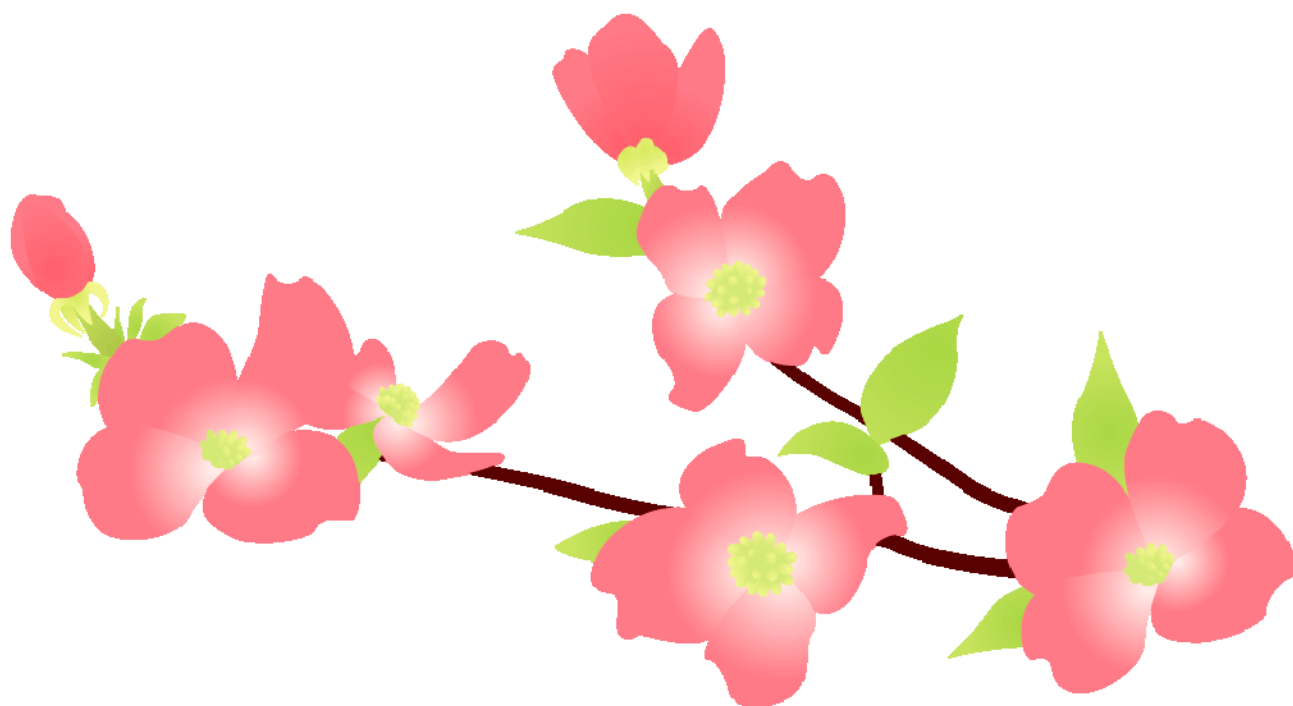
それはさておき、私個人は生業訴訟の確信はここにあると考えています。もちろん、原発事故によって被災された市民の賠償や、原状回復を求めることは当然訴訟の根底にあると思っていますが、この訴訟の究極の目的は、この国の政治と社会の在り方を問うためにたたかう訴訟であると考えています。

今なお我々の中心でたたかい続けている菊池先生とともに、このような訴訟、国民運動に関わることができるのは弁護士としてとても恵まれたことだと思っています。

この国は今大きな岐路に立たされています。菊池先生も指摘されるように、秘密保護法が強行され集团的自衛権の閣議決定がされ歴史の修正がなされています。また、このような動きだけでなく、構造改革の名の下に従前の社会構造を大きく変革し、国民が生きていくための公共財を資本に安く売り渡し、使い捨て出来る労働者をいかにして増やすか画策する政府。利益追求を最大の目的とし、99パーセントの市民を切り捨てる社会を目指すのか、市民の暮らし、いのちを守る社会を目指すのか。私たち団員が取り組む訴訟や運動に課せられた使命は大きいと思います。

よりよい社会を目指す為にはどうしてもたたかう必要があります。菊池先生の経験に裏付けられた確信と共に10年といわず、20年、30年後も共にたたかってより良い社会

を目指していければと思います。今後ともよろしくお願いいたします。



# 1 月幹事会議事録

## 1 情勢

<全体>

- ・イスラム国での日本人2名拘束
- ・ 26日から国会開会。26日に総がかり行動。

<労働>

- ・ 厚労省「今後の動労時間法制の在り方について」報告書骨子案に反対する声明
- ・ 2月3日労働法制集会
- ・ 2月18日労働法制集会
- ・ 3月23日日弁連労働法制集会

<司法>

- ・ 2月13日盗聴法反対集会…チラシを各事務所へFAX。FAXニュースも作成。

<教育>

- ・ 東大で軍事研究解禁（ただし、東大側は後日、「従前と変更なし」と弁明。）

<都政>

- ・ 「働きやすい都市作り」など、安倍政権の都政版。
- ・ 2月3日シンポジウム「都知事選挙1年～舛添都政はどこに向かうのか」

## 2 支部総会に向けて

(1) 来期の方針

幹事推薦者確定

(2) 議案書の確定

本日の議論を踏まえた修正は、本日の合体版を基準に、修正部分をメールで指摘する。1月30日中に送る。

年は西暦で表記。元号は不要。

(3) その他

## 3 諸課題についての支部の取組み

全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

## 全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

### 主な特徴 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

### 【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。  
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

#### <保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職種別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、  
保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

年齢	対象期間	
	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

### 【② 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

#### <保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、  
保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

年齢	支払対象外期間	対象期間: 70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年			
		372日		737日	
		男性	女性	男性	女性
25歳～29歳		993	875	949	843
30歳～34歳		1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳		1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳		2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳		3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳		4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳		6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳		6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

#### <取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F  
TEL: 03 (3405) 8661

#### <引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3  
TEL: 03 (3593) 5112

(SJ13-08976、平成25年11月11日)